

(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 02 013038-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
介護事業	社会福祉法人 くりのみ会	四国中央市土居町津根 3008-1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和4年3月14日	
意見書	下記のとおり	労働者数	76人
<p>令和4年3月17日</p> <p style="text-align: right;">使用者 社会福祉法人 くりのみ会 理事長 栗 光弘</p> <p style="text-align: right;">新居浜労働基準監督署長 殿</p>			



意見書

別紙の就業規則賃金規定(変更)に関する意見は下記のとおりである。

記

同意します。



令和4年3月14日

労働者代表

職名 介護支援専門員

氏名 藤井 梨恵



社会福祉法人 くりのみ会
理事長 栗 光弘 殿



※は記入不要

職員就業規則 (賃金規程) 新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p>第2章 賃 金</p> <p>第2節 手 当</p> <p>第31条 【処遇改善手当 特定処遇改善手当】 (特定)介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、(特定)処遇改善手当を支給する。なお、(特定)処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>2. 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>	<p>第2章 賃 金</p> <p>第2節 手 当</p> <p>第31条 【(特定)処遇改善手当、処遇改善補助手当】 (特定)介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、(特定)処遇改善手当を支給する。なお、(特定)処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険に加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>2. 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(被用者保険に加入)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>3. 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>

